

答申第26号  
平成29年9月1日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 稲垣 総一郎



### 個人情報に関する重要事項について（答申）

平成29年8月17日付け29千総政第219号による諮問について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 諮問事項

千葉市個人情報保護条例の一部改正について

#### 2 諮問に対する意見

以下の点に係る千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）の一部改正は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正の趣旨に沿った適当なものであると認められる。

なお、要配慮個人情報に関する条例の一部改正については他都市の動向を踏まえながら、非識別加工情報制度に関する条例の一部改正については国及び他都市の動向を踏まえながら、それぞれ引き続き検討を進めることを要望する。

- (1) 行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、「個人識別符号」が単体で「個人情報」となることを明確化すること。なお、「個人識別符号」の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とすること。
- (2) 現行の条例第2条第1号の「他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の規定について、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、「容易に」の文言を削り、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」と改めること。